

2026年7月10日

お客さま各位

三井住友信託銀行

三井住友信託SMA投資一任契約約款の変更

三井住友信託SMAの商品廃止(2026年12月予定)に関連し、2026年8月10日付で「三井住友信託SMA投資一任契約約款」を変更いたします。

【新旧対照表】

(変更部分は下線部)

改訂前	改訂後
<p>第7条(契約の終了) 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかに全ての運用資産(当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ)の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定預金口座に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. お客さままたは当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の書面をもって解約の申し出をした場合2. お客さまの死亡の届け出があった場合3. お客さまが日本国の非居住者となった場合、またはお客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合4. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合	<p>第7条(契約の終了) 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日(第5項に定める事由に該当する場合は、当社があらかじめ定める運用資産の換金開始日)から速やかに全ての運用資産(当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ)の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定預金口座に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. お客さままたは当社が、新規契約時の運用開始日の3カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の書面をもって解約の申し出をした場合2. お客さまの死亡の届け出があった場合3. お客さまが日本国の非居住者となった場合、またはお客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合4. その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合5. <u>当社が三井住友信託 SMA の提供を終了することを決定し、書面の送付により、あらかじめ相当の期間を設けてその旨および運用資産の換金開始日ならびに中途解約の申し込み期限をお客さまに通知したにもかかわらず、当該申し込み期限までにお客さまから契約終了(解約)の申し込みがない場合</u>

以上